

被保険者の皆様へ

令和7年度より事業所へ40歳未満の被保険者の 定期健康診断結果の提供依頼を開始しました

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、特定健康診査の対象外である40歳未満の加入者についても、健康保険組合から事業所へ定期健康診断結果の提供依頼が可能となりました。

このため、令和7年度より、40歳未満の被保険者の生涯を通じた予防・健康づくりに向けて健診情報等の活用による効果的な保健事業を推進するため、事業所で実施されている定期健康診断（安全衛生法に基づく健診）結果の提供を事業所に依頼しております。

事業所より、定期健康診断結果の提供をしていただいた場合は、マイナポータルより健診情報を閲覧することができます。詳しい内容は、下記の通りとなります。ご確認をお願いいたします。

※個人情報保護法第27条第1項第1号により、
事業主は、本人の同意を得ずに健診結果を提供することができます。

活用方法やメリット

事業所より、定期健康診断の結果を健康保険組合へご提供いただくと、マイナンバーカードの保険証利用登録をしている方につきましては、マイナポータルで健診情報を閲覧することが可能になります。

また、医療機関での受診時に本人の同意があれば、健診結果を共有することができ、過去の結果と比較することで適切な医療が提供されることも期待されます。その他にも、事業所と健康保険組合が連携し、加入者の予防活動や健康づくりをより一層推進することが可能となります。

提供いただいた健診結果は、「個人情報の保護に関する法律」「千葉県食品製造健康保険組合 個人情報管理規程」その他関係法令に基づき、確実な漏洩防止策を講じて適切な管理を行います。

関 連 法

「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）（抜粋）（特定健康診査等に関する記録の提供）

第 27 条 1～2 項略

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等（厚生労働省令で定める者を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するように求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）（抜粋）（利用目的による制限）

第 18 条

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

以下、略

（第三者提供の制限）

第 27 条

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

以下、略

「健康保険法」（大正 11 年法律第 70 号）（抜粋）（保健事業及び福祉事業）

第 150 条 1 項略

2 保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するように求めることができる。

3 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

以下、略